| | |
|---|---|
| 兵庫県 | 加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町 |
| 奈良県 | 桜井市、五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、田原本町、曽爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町 |
| 和歌山県 | 橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町 |
| 広島県 | 呉市、廿日市市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町 |
| 山口県 | 下関市（旧菊川町、旧豊田町、旧豊浦町及び旧豊北町を除く。）、岩国市、周南市 |
| 香川県 | 高松市 |
| 福岡県 | 久留米市（旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町を除く。）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町 |
| 佐賀県 | 佐賀市 |
| 全ての都道府県 | 一級地から十三級地まで以外の地域 |
| その他 | |

備考　この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。

**○厚生労働省告示第六十一号**

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一号の表の備考中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第四号の表を次のように改める。

| 地域区分 | 支援の種類 | 割合 |
|---|---|---|
| 一級地 | 児童発達支援（主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所等において行う場合）<br>放課後等デイサービス（主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合） | 千分の千九十 |
| 二級地 | | 千分の千七十五 |
| 三級地 | | 千分の千六十六 |
| 四級地 | | 千分の千六十 |
| 五級地 | | 千分の千五十四 |
| 六級地 | | 千分の千四十八 |
| 七級地 | | 千分の千四十五 |
| 八級地 | | 千分の千三十九 |
| 九級地 | | 千分の千三十六 |
| 十級地 | | 千分の千三十三 |
| 十一級地 | | 千分の千三十 |
| 十二級地 | | 千分の千二十七 |
| 十三級地 | | 千分の千十八 |
| 十四級地 | | 千分の千九 |
| その他 | | 千分の千 |

第五号の表を次のように改める。

| 地域区分 | 都道府県 | 地域 |
|---|---|---|
| 一級地 | 東京都 | 特別区 |
| 二級地 | 東京都 | 武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市 |
| | 神奈川県 | 鎌倉市 |
| | 大阪府 | 大阪市、守口市 |
| | 兵庫県 | 芦屋市 |
| 三級地 | 東京都 | 八王子市、立川市、府中市、調布市 |
| | 神奈川県 | 横浜市、川崎市 |
| | 愛知県 | 名古屋市 |
| | 大阪府 | 吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 |
| | 兵庫県 | 西宮市、宝塚市 |
| 四級地 | 東京都 | 三鷹市、小金井市 |
| | 神奈川県 | 横須賀市、逗子市 |
| | 京都府 | 京都市 |
| | 大阪府 | 堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市 |
| | 兵庫県 | 神戸市、尼崎市 |
| 五級地 | 埼玉県 | さいたま市、和光市 |
| | 東京都 | 福生市、清瀬市 |
| | 神奈川県 | 厚木市 |
| | 大阪府 | 門真市、高石市 |